

# 国民健康保険山城病院組合規約

昭和 42 年 3 月 27 日

規約 第 1 号

改正 昭和 54 年 12 月 25 日 組合規約 第 1 号  
平成 10 年 3 月 9 日 組合規約 第 1 号  
平成 18 年 2 月 28 日 組合規約 第 1 号  
平成 19 年 1 月 26 日 組合規約 第 1 号  
平成 19 年 2 月 28 日 組合規約 第 2 号  
平成 24 年 3 月 22 日 組合規約 第 1 号  
平成 25 年 4 月 2 日 組合規約 第 1 号

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この組合は国民健康保険山城病院組合という。

(組織する市町村)

第 2 条 この組合は次に掲げる市町村（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

木津川市 和東町 笠置町 南山城村

(共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、次に掲げる施設の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理する。

(1) 京都山城総合医療センター

(2) 介護老人保健施設やましろ

(事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は木津川市木津駅前一丁目 2 7 番地京都山城総合医療センターに置く。

## 第 2 章 組合の議会

(議会の組織)

第 5 条 組合の議会の議員の定数は 14 人とし、組合市町村の議会においてその組合市町村の議会の議員のうちから次の区分により選出する。

木津川市 8 人

和東町 2 人

笠置町 2 人

南山城村 2 人

2 組合の議会の議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属していた組合市町村は直ちにこれを補充しなければならない。

(議員の任期)

第 6 条 組合の議会の議員の任期は、組合市町村の議会の議員の任期によるものと

する。

- 2 組合の議会の議員が欠けたときは、組合市町村の議会においてその議員の中から互選するものとし、その任期は前議員の残任期間とする。

(当選の通知)

- 第 7 条 組合市町村の議会において組合の議会の議員の互選をおえたときは、その組合市町村の議会の議長は直ちにその旨を当選者に通知するとともに、その住所、氏名及び生年月日を管理者に通知しなければならない。

### 第 3 章 組合の執行機関

(執行機関の組織及び選任方法)

- 第 8 条 この組合に管理者 1 人及び管理者代理 3 人を置く。

- 2 管理者は組合市町村長の職にある者の中より組合市町村の長が選挙する。
- 3 管理者代理は管理者以外の組合市町村長の職にあるものとする。
- 4 管理者及び管理者代理の任期は、組合市町村の長としての任期によるものとする。

- 第 8 条の 2 この組合に副管理者 1 人を置くことができる。

- 2 副管理者は管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 副管理者の任期は 4 年とする。

(組合の職員)

- 第 9 条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

- 2 職員の定数は、組合の条例で定める。

### 第 4 章 監査委員

(監査委員)

- 第 10 条 この組合に監査委員 3 人を置く。

- 2 監査委員は管理者が議会の同意を得て組合議員のうちから 2 人及び知識経験を有する者のうちから 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員としての任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任されたものにあつては 4 年とする。

### 第 5 章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

- 第 11 条 この組合の経費は組合有財産及び事業により生ずる収入、その他法令により組合に属する収入をもってこれに充てる外、不足額は組合市町村の毎年 1 月 1 日現在の常住人口割を基準とする割合をもって、組合の議会の議決を経て、組合市町村に分賦する。

(地方公営企業法の一部適用)

- 第 12 条 この組合の経営する介護老人保健施設事業について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき同法の財務規定等を平成 19

年3月5日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 この規約の施行に伴い相楽郡木津町外四箇町村病院組合規約はこれを廃止する。

附 則（昭和54年12月25日組合同規約第1号）

（施行期日）

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。  
（監査委員の任期に関する経過規定）
- 2 この規約の改正前に選任された監査委員の任期は、改正前の規約に定める任期にかかわらず、改正後の規約により定める任期によるものとする。

附 則（平成10年3月9日組合同規約第1号）

この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成18年2月28日組合同規約第1号）

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に収入役の職にある者は、その任期が満了するまでの間、組合の収入役として在任する。

附 則（平成19年1月26日組合同規約第1号）

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年3月12日から施行する。
- 2 平成18年度の木津川市に分賦する組合の経費の不足額は、第11条の規定にかかわらず分賦しないこととし、平成18年度中に山城町、木津町及び加茂町に分賦した額を木津川市に分賦した額とみなす。
- 3 平成19年度の組合の経費の不足額の木津川市の分賦割合は、合併前の山城町、木津町及び加茂町の平成19年1月1日現在の常住人口を合計した数値を使用し、算出した割合とする。

附 則（平成19年2月28日組合同規約第2号）

この規約は、平成19年3月5日から施行する。ただし、第8条及び第9条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日組合同規約第1号）

この規約は、平成24年3月24日から施行する。

附 則（平成25年4月2日組合同規約第1号）

この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行し、平成25年5月1日から適用する。